

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月20日

全国健康保険協会長野支部

支部長 上原 明

1 調達内容

- (1) 役 務 等 件 名 全国健康保険協会長野支部における業務処理委託
(生活習慣病予防健診申込書に係る封入封緘、発送等の業務)
- (2) 数量及び仕様等 入札説明書による
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から平成24年3月31日までの間
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による
- (5) 入 札 方 法

入札は総価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成22、23、24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- (3) プライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001:2005、JISQ27001:2006、ISO9001のいずれかの認証取得事業者であること。
- (4) 入札説明会に参加した事業者で全国健康保険協会長野支部長が定める資格を有すること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
(平日8時30分～17時15分まで。12月29日から1月3日は営業しておりません。)
〒380 8583 長野市南長野西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル8階
全国健康保険協会長野支部企画総務グループ
担当 市川利仁 電話 026 238 1251
- (2) 入札説明書の交付方法 上記3(1)の交付場所にて交付します。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 平成24年1月11日(水) 午前10時30分
長野市南長野西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル8階
全国健康保険協会長野支部会議室
- (4) 入札・開札の日時及び場所 平成24年1月18日(水) 午前10時00分
長野市南長野西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル8階
全国健康保険協会長野支部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する方は、競争参加資格に関する証明書等を平成24年1月17日午前11時までに提出してください。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当支部において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とします。入札者は、開札日の前日までの間において、全国健康保険協会長野支部事務担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とします。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した調達案件を履行できると全国健康保険協会長野支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規定第23条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(7) 詳細は入札説明書によります。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。